

葛飾区こち亀商品開発支援事業補助金交付要綱

令和6年10月25日

6 葛産観第237号

区長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、亀有地域を『こち亀葛飾区亀有公園前派出所』(以下「こち亀」という。)の舞台としてより発展させるため、こち亀に関する商品を開発し、及び販売することに要する経費を補助することに関し、葛飾区補助金等交付規則(昭和40年葛飾区規則第55号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、亀有地域(東京都葛飾区亀有及び西亀有の区域をいう。以下同じ。)内に事業所又は店舗を有する団体等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としなない。

- (1) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員(個人で申請する場合にあっては、その当該個人)が暴力団員等(葛飾区暴力団排除条例(平成24年葛飾区条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っている者又はこれらに類する営業を行っている者
- (3) 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(法人その他の団体にあっては、代表者を含む。)
- (4) 民事再生法(平成11年法律第255号)、会社更生法(平成14年法律第154号)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく申立手続中であること(再掲計画等認可後は除く。)、私的整理手続中であること等事業の継続性について不確実な状況が存在している者
- (5) 前年度の法人住民税(個人事業者にあっては葛飾区の特別区民税)の滞納がある者
- (6) 国、都道府県、他の区市町村等からこの要綱と同様の趣旨又は目的で交付される他の補助金の交付決定取消等を受けている者
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすこち亀に関する商品を開発し、及び販売することとする。

- (1) 亀有地域の実店舗において対面で販売するものであること。
- (2) こち亀のアニメーション著作権を活用しており、株式会社集英社及び株式会社ADK エモーションズから許諾を得ることが見込めるものであること。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 1の補助事業当たりの補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助事業を実施する前に葛飾区こち亀商品開発支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに葛飾区長（以下「区長」という。）に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは葛飾区こち亀商品開発支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは葛飾区こち亀商品開発支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する変更等が生じる場合は、あらかじめ葛飾区こち亀商品開発支援事業補助金変更等承認申請書（第4号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額の増額は認めない。

- (1) 事業に要する経費又は事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）
- (2) 事業の中止

(変更等の承認)

第8条 区長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定し、葛飾区こち亀商品開発支援事業補助金変更等承認通知書（第5号

様式)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は完了した日の属する年度の3月10日(葛飾区の休日を定める条例(平成元年葛飾区条例第1号)第1条第1項に規定する休日に該当する場合は、翌営業日)のいずれか早い日までに、葛飾区こち亀商品開発支援事業補助金実績報告書(第6号様式)に同様式で定める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、前条の規定により実績報告の提出を受けた場合において、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、葛飾区こち亀商品開発支援事業補助金交付額確定通知書(第7号様式)により補助事業者に対して通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定する交付すべき補助金の額は、第6条の規定による交付決定額(第8条第1項の承認を受けた場合は、承認後の額)を超えない額とする。

(補助金の請求)

第11条 前条第1項の規定により通知を受けた補助事業者が補助金を請求しようとするときは、葛飾区こち亀商品開発支援事業補助金交付請求書(第8号様式)により区長に補助金の請求をするものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付決定を受けたとき。
 - (2) この要綱に違反したとき。
 - (3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定による取消しをする場合において、葛飾区こち亀商品開発支援事業補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第 13 条 区長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(補助金の経理等)

第 14 条 補助事業者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、補助事業が完了する日の属する事業年度の翌事業年度から 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 月 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額
商品開発及び包装紙等の作成に要する次の経費 ①試作費 ②設備導入費 ③デザイン費 ④コンサルタント費	4/5	30 万円
こち亀商品の販売促進に要する次の経費 ①広告宣伝費 ②印刷費		

備考 1 の年度における同一補助対象者あたりの補助限度額は、30 万円とする。